

立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来について

立川飛行場は、南関東地域の広域的な災害対策活動の拠点となる広域防災基地内にありますが、同飛行場は人口が密集した市街地に所在しています。

そのため、立川飛行場の周辺自治体の住民からは、航空機騒音に対する苦情や航空機事故の不安に関する安全面の要望が寄せられております。

そこで私ども立川飛行場周辺8市は、「立川飛行場周辺自治体連絡会」を平成24年3月に組織し、立川飛行場に起因する共通の諸課題に取り組んでまいりました。

そのような中、令和4年11月1日及び2日に北関東防衛局から立川飛行場周辺8市に対し、陸上自衛隊輸送航空隊の技能習得並びに首都圏における大規模災害発生時の人員・物資の緊急輸送等への備えを目的として、陸上自衛隊V-22オスプレイが令和5年1月以降、立川駐屯地内の立川飛行場へ飛来する旨、説明がありました。

陸上自衛隊による大規模災害発生時等有事の際の人員・物資の輸送並びに各地への救援活動等の重要性については、当連絡会も認識しているところではあります。しかし、一方では、これまでの自衛隊機の飛行運用による騒音や振動に加え、V-22オスプレイの飛来による周辺環境への負担の増大が懸念されます。

また、航空機オスプレイに関しては、従来から国内外における事故等により、周辺住民からは機体の安全性に対して懸念の声をいただいております。

加えて、本年8月16日から9月2日までハード・クラッチ・エンゲージメントに起因する事故により地上待機措置となった米軍CV-22オスプレイは、機体に安全性に係る技術的問題は存在しないとして飛行が再開されておりますが、周辺住民の不安の解消には至っておりません。

このような状況下での立川飛行場へのV-22オスプレイの飛来は、周辺住民の不安を一層高めるものと考えます。

つきましては、周辺住民の安全・安心、生活環境に十分配慮し、次の事項が実現されますよう強く要請いたします。

○昭和57年に立川市と東京防衛施設局（当時）が交わした「立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守すること。

○開始予定時期を間近に控えた時期における情報提供であり、今後は、周辺自治体に対し早期の情報提供を行うこと。また、国の責任において周辺住民への周知を丁寧に行うこと。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、社会情勢の変化に伴う日中の在宅時間の増加も踏まえ、訓練飛行は必要最小限にとどめること。

○訓練飛行等に当たっては、可能な限り高い高度を維持することや長時間にわたる旋回飛行を行わない等、有効な騒音・振動軽減対策を実行し、飛行場周辺の住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。

○土曜日、日曜日、祝日、盆、年末年始及び入学試験の時期等の特別な日においては、訓練飛行を行わないこと。

○V-22オスプレイの運用・整備について安全対策を徹底すること。万が一、事故等が発生した場合、速やかにその状況を周辺自治体に報告するとともに、原因究明を行い再発防止に万全を期すること。

○オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査を実施し、調査結果を速やかに公表するとともに、必要な対策を講ずること。

令和4年11月7日

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

立川飛行場周辺自治体連絡会構成市長

立 川 市 長	清 水 庄 平
昭 島 市 長	臼 井 伸 介
小 平 市 長	小 林 洋 子
日 野 市 長	大 坪 冬 彦
国 分 寺 市 長	井 澤 邦 夫
国 立 市 長	永 見 理 夫
東 大 和 市 長	尾 崎 保 夫
武 蔵 村 山 市 長	山 崎 泰 大

幹 事 立 川 市 長 清 水 庄 平

